様式第１号

審査基準整理票

処　　分　　名	人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認		
根拠法令名	滋賀県公害防止条例		（条項）第５０条第１項 ただし書
基準法令名	滋賀県公害防止条例施行規則		（条項）第２９条の４第２項
所管部署	環境部　環境政策課　公害規制係		
標準処理期間	３０日	法定処理期間	

【審査基準】　・文書の名称【　　】
・掲載図書等【　　】
・内容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

滋賀県公害防止条例施行規則第２９条の４第２項各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に該当することを基準とする。

根拠条文等

滋賀県公害防止条例

（土地の形質変更時の調査）

第５０条　使用が廃止された特定施設（土壌汚染対策法の施行前に使用が廃止された水質汚濁防止法第２条第２項に規定する特定施設であるものおよび滋賀県公害防止条例の一部を改正する条例（平成１９年滋賀県条例第５３号）の施行前に使用が廃止された特定施設であるものに限る。）であつて、その廃止時において同項第１号に規定する物質であつたもの（指定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、または処理していたものが設置されていた工場等の敷地であつた土地（以下「指定有害物質使用地」という。）において、土壌の採取その他の土地の形質の変更をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該指定有害物質使用地の土壌の指定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に規則で定める方法により調査させ、その結果を知事に報告しなければならない。ただし、規則で定めるところにより、当該指定有害物質使用地において予定されている利用の方法からみて土壌の指定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受けた場合は、この限りでない。

滋賀県公害防止条例施行規則

（人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認）

第２９条の４　条例第４９条第１項ただし書または第５０条第１項ただし書の確認を受けようとする土地の所有者等は、滋賀県公害防止条例第４９条第１項（第５０条第１項）ただし書の確認申請書（別記様式第１６号）を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る土地が次の各号のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り、条例第４９条第１項ただし書または第５０条第１項ただし書の確認をするものとする。

(1)　工場等（当該指定有害物質使用特定施設を設置していたものまたは当該工場等に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。）の敷地として利用されること。

(2)　当該指定有害物質使用特定施設を設置していた小規模な工場等において、事業の用に供されている建築物と当該工場等の設置者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の居

住の用に供されている建築物とが同一のものであり、または近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該設置者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これといったいとして管理される土地を含む。）として利用されること。

(3)　鉱山保安法（昭和２４年法律第７０号）第２条第２項本文に規定する鉱山もしくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地または鉱山のうち鉱業権の消滅後５年後以内であるものもしくは同法第３９条第１項の命令に基づき土壌汚染による鉱害を防止するために必要な設備がされているものの敷地であった土地であること。